

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本PCサービス株式会社			コード	6025		
提出日	2025/11/12		異動（予定）日	2025/11/27			
独立役員届出書の提出理由	2025年11月27日に開催予定の定時株主総会において、社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されているため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	有田 真紀	社外取締役	○													○	有	
2	板東 浩二	社外取締役	○													○	有	
3	三井 智映子	社外取締役	○													○	有	
4	香川 晋平	社外監査役	○													○	有	
5	持田 大輔	社外監査役	○													○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。
2	該当事項はありません。	同氏は、企業経営に関する長年にわたる豊富な経験及び実績を有しております、その能力及び見識を当社の経営に活かしていただけるものと期待し、選任しております。また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。
3	該当事項はありません。	同氏は、企業経営に関する豊富な経験及び実績を有しております、金融アナリストとして多数企業の財務分析、市場動向調査に関する経歴と専門知識を有していることから、社外取締役として財務の健全性を確保しながら市場動向を意識した経営にその経験を反映頂けるものと期待し、選任しております。また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。
4	該当事項はありません。	同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に選任しております。
5	該当事項はありません。	同氏は、弁護士として法務に関する高度な専門知識を有し、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に選任しております。

## 4. 條款説明

### 【当社における社外役員の独立性に関する基準】

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役又は社外監査役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしております。

- ① 当社(当社連結子会社を含む。以下同じ。)を主要な取引先とする者
  - ② 当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
  - ③ 当社の主要な取引先である者
  - ④ 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
  - ⑤ 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
  - ⑥ 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
  - ⑦ 当社の主要株主である者
  - ⑧ 当社の主要株主である会社等の法人の業務執行取締役その他の業務執行者である者
  - ⑨ 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている者
  - ⑩ 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
  - ⑪ 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
  - ⑫ 上記①～⑪に過去3年間において該当していた者
  - ⑬ 上記①～⑫に該当する者(重要でない者を除く。)の配偶者又は二親等以内の親族
  - ⑭ 当社の取締役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者(過去3年間において該当していた者を含む。)の配偶者又は二親等以内の親族
- (注)
- 1. ①及び②において、「当社を主要な取引先とする者(又は会社)」とは、「直近事業年度におけるその者(又は会社)の年間連結売上高(年間連結売上収益)の2%以上又は1千万円のいずれか高い方の支払いを当社から受けた者(又は会社)」をいう。なお、その者(又は会社)が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高(年間連結売上収益)に代え、年間総収入又は年間単体売上高を基準とする。
  - 2. ③及び④において、「当社の主要な取引先である者(又は会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上収益の2%以上の支払いを当社に行っている者(又は会社)、直近事業年度末における当社の連結資産合計の2%以上の額を当社に融資している者(又は会社)」をいう。
  - 3. ⑤、⑨及び⑩において、「一定額」とは、「年間200万円」であることをいう。
  - 4. ⑥において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の年間総収入の2%以上又は1千万円のいずれか高い方」であることをいう。
  - 5. ⑦及び⑧において、「主要株主」とは、「総株主の議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している株主」をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。